

## 伊勢崎市空き家除却補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある空き家について、所有者等による適正な管理を推進するため、市内に存する空き家の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 人の居住の用に供していた市内に所在する住宅（併用住宅及び長屋を含む。）で1年以上居住されていないものをいう。
- (2) 併用住宅 人の居住の用に供する部分及び店舗、事務所その他の人の居住の用に供する部分以外の部分を併せもつ住宅をいう。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (4) 危険空き家 不良住宅のうち、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家をいう。
- (5) 旧耐震空き家 昭和56年5月31日以前に建築された空き家をいう。
- (6) 除却工事 空き家の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

### (補助対象の空き家)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、危険空き家又は旧耐震空き家であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有者が、個人（法人と共有する場合の個人を含む。）であること。
- (2) 併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であり、住宅部分以外の部分が店舗又は事務所として利用されていないこと。
- (3) 補助の申請時において、原則として所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者

より除却について同意を得ていること。

- (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定による措置命令を受けていないこと。
- (5) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (6) 危険空き家にあつては、規則第 5 条第 1 項の規定による現地調査等において、外観から確認できる不良度が 100 点以上のものであること。
- (7) 除却工事の内容について、国又は地方公共団体から他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
- (8) 所有者が、当該空き家の固定資産税を滞納していないこと。
- (9) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。

（補助対象者）

第 4 条 補助の対象となる者は、本市の市税の滞納がない個人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家の所有権を有する者（登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者又はその相続人に限る。以下「所有者等」という。）であること。
- (2) 区分所有の長屋にあつては、他の区分所有の長屋の所有者全員の除却についての同意を得た所有者等であること。
- (3) 前 2 号に規定する者から補助対象空き家の除却についての同意を得た当該空き家が所在する土地の所有者又はその相続人であること。

2 前項の補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 補助対象空き家が共有である場合又は補助対象空き家に所有権以外の権利の設定がある場合において、当該共有者（補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の 1 人である場合は、当該補助金の申請をしようとする者を除く。第 9 条第 2 項第 8 号オにおいて同じ。）又はその他権利を有する者から補助対象空き家の除却について同意を得られない者
- (2) 借地に所在する空き家にあつては、当該借地の所有者又はその相続人の除却についての同意を得られない者
- (3) 不動産販売又は不動産貸付の業のために除却を行う者

- (4) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成 24 年伊勢崎市条例第 32 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等  
（補助対象の工事）

第 5 条 補助金の交付対象となる除却工事は、補助対象空き家を除却し、原則として当該空き家の所在する敷地を更地にする工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内事業者（市内に事業所を有する事業者をいう。）が施工する工事であること。
- (2) 工事に要する費用（以下「除却工事費」という。）が、20 万円以上であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の規定による登録を受けた者が請け負う工事であること。
- (4) 規則第 7 条の規定による交付決定通知書の通知の日以降に着手する工事であること。
- (5) 規則第 7 条の規定による交付決定通知書の通知を受けた年度内に終了する工事であること。

2 補助金の交付対象となる除却工事費は、空き家の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用とし、空き家本体に附属しない敷地内の工作物（物置、門扉、塀等）、庭木及び車両の解体、撤去及び処分に要する費用は含まない。

（補助額）

第 6 条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

| 事業       | 経費      | 補助率          | 限度額   |
|----------|---------|--------------|-------|
| 危険空き家除却事 | 空き家の除却工 | 経費の 5 分の 4 以 | 50 万円 |

|            |         |           |      |
|------------|---------|-----------|------|
| 業          | 事に要する費用 | 内         |      |
| 旧耐震空き家除却事業 |         | 経費の5分の2以内 | 25万円 |

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の制限)

第7条 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回を限度とする。

(申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、その提出期間は、市長が別に定める。

(記載事項)

第9条 規則第4条第1項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の所在地等
- (2) 空き家の所有者等
- (3) 土地の所有者等
- (4) 除却工事業者
- (5) 公共事業等の補償の有無
- (6) 除却工事について国又は地方公共団体からの補助金、助成金等の交付の有無
- (7) 不動産販売又は不動産貸付を業とする者の除却における当該業の目的の有無

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況写真
- (3) 平面図（延床面積及び住宅部分の床面積が確認できるもの）
- (4) 空き家の登記事項証明書（未登記の空き家にあつては、現年度の固定資

産税納税通知書の写し又は評価証明書)

(5) 空き家が所在する土地の登記事項証明書

(6) 市内事業者が第5条第1項第3号に規定する許可又は登録を受けていることを証明する書類の写し

(7) 市内事業者からの見積書の写し

(8) 次の場合は、申請者以外の該当者全員の除却に係る同意書（様式第2号）又はそれに代わるもの

ア 相続人が2人以上である場合

イ 区分所有の長屋の場合

ウ 土地の所有者又はその相続人が申請する場合

エ 登記事項証明書にその他権利の設定がある場合

オ 登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合

カ 借地に所在する空き家の場合

(9) 相続人が補助金の交付の申請をしようとする場合は、所有者と申請者の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図

(10) 第4条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合は、当該空き家の所有者と相続人の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係説明図

(11) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、補助金の交付を受けようとする者の委任状

(12) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

（交付決定通知書等の様式）

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 市長は、規則第5条第1項の審査及び現地調査等の結果、補助金を交付しないときは、空き家除却補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請

者に通知するものとする。

（変更又は中止の承認申請）

第 1 1 条 補助事業者等は、前条の交付決定通知書を受けた後、規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定により補助事業等の内容を変更し、又は同項第 3 号の規定により補助事業等を中止するときは、空き家除却工事内容変更（中止）申請書（様式第 5 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき変更又は中止を認めたときは、空き家除却補助金交付変更（中止）決定通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第 1 2 条 補助事業者等は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（実績報告書の様式）

第 1 3 条 規則第 1 3 条の実績報告書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

（添付書類）

第 1 4 条 規則第 1 3 条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) 除却工事費の領収書の写し
- (3) 除却後の現況写真
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し
- (5) 適正管理に係る誓約書（様式第 8 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（実績報告書の提出時期）

第 1 5 条 規則第 1 3 条の実績報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止の場合を含む。第 1 8 条第 2 項において同じ。）後 3 0 日以内とし、提出期限は市長があらかじめ定める期限までとする。

（補助金の額の確定通知）

第 1 6 条 規則第 1 4 条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

(補助金の交付)

第 17 条 市長は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者等からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、空き家除却補助金交付請求書（様式第 10 号）によるものとする。

(書類の整備等)

第 18 条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第 19 条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、建設部住宅課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

空き家除却補助金交付申請書

空き家除却補助金の交付を受けたいので、伊勢崎市補助金等交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

なお、空き家除却補助金の交付申請に当たり、空き家の所有者等の住民基本台帳、固定資産台帳及び市税等の納付状況を照会することについて同意します。

|                        |          |                                                                       |                                                                                           |
|------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空き家の<br>所在地等           | 所在地      | 伊勢崎市                                                                  |                                                                                           |
|                        | 建築年      | 年 月 日                                                                 |                                                                                           |
|                        | 種 類      | <input type="checkbox"/> 住宅                                           | <input type="checkbox"/> 併用住宅（延床面積 $\text{m}^2$ うち、住宅部分 $\text{m}^2$ ）<br>事業廃業年月日（ 年 月 日） |
| 空き家になった時期              |          | 年 月                                                                   |                                                                                           |
| 空き家の<br>所有者等           | 住 所      |                                                                       |                                                                                           |
|                        | 氏 名      | （申請者との関係 ）                                                            |                                                                                           |
| 土 地<br>の<br>所有者等       | 住 所      |                                                                       |                                                                                           |
|                        | 氏 名      | （申請者との関係 ）                                                            |                                                                                           |
| 除却工事<br>業者             | 所在地      | 伊勢崎市                                                                  |                                                                                           |
|                        | 名 称      | （電話番号）                                                                |                                                                                           |
|                        | 番 号      |                                                                       |                                                                                           |
| 除却工事予定期間               |          | 年 月 日から 年 月 日まで                                                       |                                                                                           |
| 第 3 条第 5 号の確認          |          | <input type="checkbox"/> 除却工事を行う空き家は公共事業等の補償の対象になっていません。              |                                                                                           |
| 第 3 条第 7 号の確認          |          | <input type="checkbox"/> 除却工事の内容について国又は地方公共団体から他の補助金、助成金等の交付を受けていません。 |                                                                                           |
| 第 3 条第 9 号の確認          |          | <input type="checkbox"/> 建築基準法に違反する建築物として是正指導の対象になっていません。             |                                                                                           |
| 第 4 条第 2 項第 3 号<br>の確認 |          | <input type="checkbox"/> 不動産販売又は不動産貸付を業とする者が、当該業のために除却を行うものではありません。   |                                                                                           |
| 過去の申請歴                 |          | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり : 年度（受付番号 ）   |                                                                                           |
| 市<br>記<br>入<br>欄       | 除却工事予定金額 | 円（補助対象額 円）                                                            |                                                                                           |
|                        | 補助金交付申請額 | 円（1,000円未満は切り捨て）                                                      |                                                                                           |

## 添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 現況写真
- (3) 平面図（延床面積及び住宅部分の床面積が確認できるもの）
- (4) 空き家の登記事項証明書（未登記の空き家にあつては、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は評価証明書）
- (5) 空き家が所在する土地の登記事項証明書
- (6) 市内事業者が第5条第1項第3号に規定する許可又は登録を受けていることを証明する書類の写し
- (7) 除却工事を発注する市内事業者からの見積書の写し
- (8) 除却に係る同意書又はそれに代わるもの
- (9) 相続人が補助金の交付の申請をしようとする場合は、所有者と申請者の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図
- (10) 第4条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合は、当該空き家の所有者と相続人の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係説明図
- (11) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、補助金の交付を受けようとする者の委任状
- (12) その他市長が必要と認める書類

## 備考

- 1 除却工事の着手は、補助金の交付決定後に行ってください。
- 2 この調査によって危険空き家と判定された場合は、補助金の交付の有無にかかわらず行政指導等の対象となります。
- 3 交付決定を受けた空き家の存する地番情報については、地方税法（昭和25年法律第226号）第353条第1項の規定に基づき、適正な課税業務を目的に財政部資産税課に情報提供させていただきます。

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

同意者 住 所  
氏 名  
電話番号



除却に係る同意書

私は、次の地番の空き家について空き家除却補助金の申請をするに当たり、申請者が当該空き家を  
除却することに同意し、空き家の除却について問題が発生した場合は、申請者と解決します。  
なお、空き家除却補助金の交付申請に当たり、空き家の所有者等の住民基本台帳、固定資産台帳及  
び市税等の納付状況を照会することについて同意します。

1 空き家所在地  
伊勢崎市

2 申請者

|      |  |
|------|--|
| 住 所  |  |
| 氏 名  |  |
| 電話番号 |  |

3 申請者との関係

- (1) 空き家の所有者の相続人
- (2) 長屋における他の区分所有者
- (3) 空き家の所有者
- (4) 空き家の所有者以外の権利者
- (5) 空き家の共有者
- (6) 空き家が所在する土地の所有者

伊勢崎市指令 第 号

年 月 日

住 所  
氏 名 様

伊勢崎市長



空き家除却補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家除却補助金については、伊勢崎市補助金等交付規則第 7 条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

交付決定 （ ☐ 危険空き家 ☐ 旧耐震空き家 ）

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補 助 金<br>交付決定額 | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 交 付 条 件        | <div>1 除却工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、市長に空き家除却工事内容変更（中止）申請書を提出してください。</div> <div>2 除却工事が完了したときは、完了した日から起算して 3 0 日を経過する日又は市長があらかじめ定める期限までに、市長に空き家除却補助事業完了実績報告書を提出してください。</div> <div>3 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消します。<div>(1) 伊勢崎市空き家除却補助金交付要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。</div><div>(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</div><div>(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。</div></div> |

伊勢崎市指令 第 号

年 月 日

住 所  
氏 名 様

伊勢崎市長



空き家除却補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家除却補助金については、伊勢崎市空き家除却補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 交付しないことを<br>決 定 し た 理 由 |  |
|-------------------------|--|

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者等 住 所  
氏 名  
電話番号

空き家除却工事内容変更（中止）申請書

年 月 日付け伊勢崎市指令 第 号の空き家除却補助金交付決定に対して、次のとおり変更（中止）したいので、伊勢崎市空き家除却補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

|                      |                                                           |                    |
|----------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------|
| 区 分                  | <input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止 |                    |
| 項 目                  | 変 更 前                                                     | 変 更 後              |
| 除 却 工 事<br>予 定 金 額   | 円                                                         | 円                  |
| 補 助 金<br>交 付 申 請 額   | 円                                                         | 円                  |
| 工 事 予 定 期 間          | 年 月 日から<br>年 月 日まで                                        | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| そ の 他 の 変 更          |                                                           |                    |
| 変 更 又 は<br>中 止 の 理 由 |                                                           |                    |

伊勢崎市指令 第 号

年 月 日

住 所  
氏 名 様

伊勢崎市長 印

空き家除却補助金交付変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家除却工事内容変更（中止）申請に対し、伊勢崎市空き家除却補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 変更 ☐ 中止

| 補 助 金<br>交付決定額 | 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交 付 条 件        | <div>1 除却工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、市長に空き家除却工事内容変更（中止）申請書を提出してください。</div> <div>2 除却工事が完了したときは、完了した日から起算して 3 0 日を経過する日又は市長があらかじめ定める期限までに、市長に空き家除却事業完了実績報告書を提出してください。</div> <div>3 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消します。<div>(1) 伊勢崎市空き家除却補助金交付要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。</div><div>(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</div><div>(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。</div></div> |

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

空き家除却補助事業完了実績報告書

年 月 日付け伊勢崎市指令 第 号により交付決定を受けた空き家除却補助事業が完了したので、伊勢崎市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|             |                 |  |
|-------------|-----------------|--|
| 工 事 金 額     | 円               |  |
| 補助金交付決定額    | 円               |  |
| 除 却 工 事 業 者 | 所 在 地           |  |
|             | 名 称             |  |
|             | 電話番号            |  |
| 工 事 期 間     | 年 月 日から 年 月 日まで |  |

添付書類

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) 除却工事費の領収書の写し
- (3) 除却後の現況写真
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し
- (5) 適正管理に係る誓約書（様式第 8 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

適正管理に係る誓約書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

私は、補助対象工事の完了後も空き家の存した敷地を有する間、伊勢崎市まちをきれいにする条例に基づき、空き家の存した敷地を廃棄物等による不良状態とならないよう自己の責任において適正に管理することを誓約します。

伊勢崎市指令 第 号

年 月 日

住 所  
氏 名 様

伊勢崎市長



空き家除却補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、次のとおり空き家除却補助金の額を確定したので、伊勢崎市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により通知します。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 確定補助金額             | 円 |
| 交 付 決 定<br>補 助 金 額 | 円 |
| 備 考                |   |

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

空き家除却補助金交付請求書

年 月 日付け伊勢崎市指令 第 号により確定を受けた空き家除却補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込先

|       |                  |
|-------|------------------|
| 金融機関名 |                  |
| 本・支店名 |                  |
| 口座の種類 | 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） |
| 口座番号  |                  |
| 口座名義人 | (フリガナ)           |
|       |                  |

※口座名義人は、補助事業者等と同一人としてください。